

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	廃棄物減量推進課
委 託 業 務 名	一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務
委 託 業 務 場 所	大津市大石曾束町字大田 1092 番地
概 要	大田廃棄物最終処分場に搬入された河川、道路、公園等の公共施設の維持管理や造園業等の事業に伴って生じた刈り草・剪定枝等約 650t(水草 50t を含む。)を運搬し、堆肥化による再生処理を行うとともに、生成した堆肥の一部を市民配布できるよう大田廃棄物最終処分場まで運搬する業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	22,039,600円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 三重県伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2 [名称] 株式会社大栄工業
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	株式会社大栄工業は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、特定外来生物（水草）の飼養等についての許可を受けており、本市の廃棄物焼却施設で受け入れることができない規格の特定外来生物（水草）及び刈り草・剪定枝等を一体的に堆肥化し、効率的に再生処理することができる唯一の業者である。 なお本市は、特定外来生物（水草）の防除について、株式会社大栄工業の堆肥化施設での処理を含めた計画を国に提出し、その確認を受けている（令和13年3月31日まで）。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。